加監公表第 1 8 号 令和 3 年 1 1 月 8 日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求 (令和3年9月10日付け受理)について、同条第5項の規定により監査を実施 した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求(以下「本請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年9月10日付けで受理した。

なお、令和3年10月1日に請求人から証拠(追加の事実証明書)の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) A町内会における加古川市社会教育推進員(以下「推進員」という。) 委嘱による令和元年度分報償金(以下「甲報償金」という。) について(令和2年度に過年度分として支給)

A町内会推薦の推進員の委嘱が令和元年9月1日に行われたが、活動結果報告書(以下「報告書」という。)には委嘱日前となる令和元年8月の活動内容が記載されている。また、同年11月に行われた文化施設B主催の行事が報告書に記載されていたが、文化施設Bに問い合わせたところ、推進員に当該行事の協力は依頼していないとのことであった。保護者として参加した文化施設Bでの行事や学校の夏祭りが、報告書に記載されているだけであり、推進員の大きな役割である世代間交流事業を行っていない。推進員としての活動も一切行っていないと思われることから、報償金を受け取るべきではない。

(2) 社会教育課の職員が推進員の報告書を確認するために使用した令和2年度分電話 代(以下「本件電話代」という。) について

報告書下部に書かれているメモは、血税から支払っている電話代で社会教育課の 職員が、報償金を支給するための理由を記したものと思われるが、正当な理由が 記してあるとは思えない。コロナ禍でイベントや祭りが中止され、推進員として の活動をすることがなくなったのであれば、報償金を受け取らないとすべきであるにもかかわらず、社会教育課の職員が電話をかけて、活動しているはずであると認めさせ、報償金を支給する理由を無理やりこじつけて、全額支給している。

(3) 計170町内会等の推進員委嘱による令和2年度分報償金(以下「乙報償金」という。) について

令和2年度の報告書を閲覧したところ、推進員の活動と何ら関係のない結果報告 と思われるものばかりであることに驚愕した。乙報償金の中には、報告書の提出が ないにもかかわらず支給されているもの、報告書に「活動なし」と記載されている にもかかわらず支給されているものがある。

また、支出命令書を情報公開請求したところ、支給人数と合致せず、8人が推進 員の委嘱を受けた加古川市(以下「市」という。)の職員(以下「市職員」とい う。)であり、給料と共に報償金が支給されており、支出命令書に明細がないと回 答があったこと、その他、前任者が前期3か月で後任者が前期・後期で7か月の人 が1人、前期のみで後期は推薦がなかった町内会等があったとの回答があったこと から、加古川市職員倫理条例(平成14年条例第29号。以下「倫理条例」とい う。)に抵触する。

C小学校におけるビオトープのための活動及びD小学校における清掃活動については、推進員の活動とされているが、年間32,000円の報償金が支給される活動と考えると、かなり高額な時給になると思われる。

緊急事態宣言下の令和3年3月20日に行われた加古川市社会教育推進員・福祉教育推進員全市研修会(以下「全市研修会」という。)については、市民感情から適切であったとは認めがたい。兵庫県が示した指針にのっとっているとの理由があっても、市民に対して様々な制約をしている中、感染リスクを冒してまで推進員に全市研修会への出席を推奨し、同研修会の出席を報償金の支給要件としている。

町内会等の定例会への出席等、他の町内会員等と同じ活動をしただけで、推進員に報償金が支給されているのは不公平である。32,000円もの報償金を手にするのでは、推進員を推薦する町内会長の利権と化す可能性が高いと思われる。

さらに、以下のとおり市が実施している他の委託事業や補助事業等に係る活動内容を報告書に記載し、その活動に対して報償金が支給されており、これらは重複支給となっている。

- ア 広報かこがわの配布については、加古川市町内会連合会と行政事務委託契約が締結されており、重複支給となっている。これは、社会教育課の職員が広報配布を推進員の活動と認め、同じ事業に対して重複支給となることを分かった上で報償金を支給した事実は、故意によるものであり、市に損失を与えた背任行為であると思われる。また、町内会長が契約により配布していることを周知していないことから記載されたとも思われる。町内会等によっては契約金を個人の報酬として手にしていることもあり、町内会員に契約によって配布が義務になっていることを周知したくないと考えている町内会長も存在していると思われる。
- イ 公園清掃については、町内会等と公園維持管理業務委託契約が締結されてお り、重複支給となっている。また、公園を含む地域の清掃活動は加古川市保健衛 生協議会(以下「保衛協」という。)の活動であると思われ、重複支給となって いる。
- ウ 加古川市生活支援体制整備事業第2層協議体(以下「ささえあい協議会」という。)の事業については、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)と委託契約が締結されており、重複支給となっている。
- エ 指定管理施設Eの管理については、指定管理者と指定管理施設Eの管理運営に 関する基本協定が締結されており、重複支給となっている。令和2年度までは町 内会等が部屋を安く借りられる特権があり、その対価として掃除を行っていた が、令和3年度からは安く借りることができなくなったため、指定管理者と町内 会等が館外清掃の委託契約を締結したと聞いた。
- オ ごみ集積場掃除当番等については、保衛協とごみ分別指導業務委託契約が締結 されており、重複支給となっている。
- カ 保衛協の研修及び保衛協の活動である環境衛生に係る活動については、保衛協 に補助金が支給されており、重複支給となっている。報告書に記載のある地域の 清掃活動は推進員の活動ではなく、保衛協の活動である。
- キ 資源物集団回収については、保衛協の活動であり、保衛協に補助金が支給され

ており、重複支給となっている。環境政策課に確認したところ、保衛協の会員で ある町内会等には少年団や老人会が含まれると回答があった。

- ク 地域敬老事業については、町内会等に補助金が支給されており、重複支給となっている。
- ケ 小学校の登下校時の見守り活動等については、学校園支援ボランティア、PT A活動のうち指定するものとして、ウェルピーポイントの付与対象となっている 活動であり、重複支給となっている。
- コ 緑化事業 (活動) については、加古川みどりの会 (以下「みどりの会」という。) 主催の花いっぱい活動事業や緑化ボランティア補助金が支給されている可能性があり、重複支給となっている。

よって、次の措置を求める。

- ・甲報償金の返還
- 本件電話代の返還
- ・ 乙報償金の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

- ア 甲報償金の支給について 市が甲報償金を支給したことは違法又は不当であるか。
- イ 本件電話代の支出について 市が本件電話代を支出したことは違法又は不当であるか。
- ウ 乙報償金の支給について 市が乙報償金を支給したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

教育指導部

(3)請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年10月1日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

教育指導部職員(以下「関係職員」という。)に対して、令和3年10月4日に 事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

ア 推進員の概要について

(ア) 推進員の設置目的について

推進員の設置目的については、加古川市社会教育推進員設置要綱(以下「要綱」という。)第1条において、「地域における市民一人ひとりが人間尊重を基底とした社会教育に対する関心を高め、全市民的活動の推進体制を確立することを目的とする。」とされている。

(イ) 推進員の任務及び具体的活動内容について

近年の社会情勢の大きな変化の中で、今日では、核家族化による家庭の教育力の低下や近隣住民間の連帯感の希薄化による地域の教育力の低下が指摘されており、価値観の多様化とともに社会全体の規範意識の低下が懸念されている。こうした社会情勢において、市民一人ひとりの幸せは、一人の努力だけで得られるものではなく、まちづくりや地域づくりを支える多くの人々が力を合わせてこそ、初めて達成できるものであり、こころ豊かな人づくりが社会教育の目標であるともいえる。そこで、本市としては、人づくりやまちづくりの架け橋となることを推進員の役割として求めている。

推進員が行うべき任務については、加古川市社会教育推進員設置に関する条例(昭和54年条例第13号。以下「条例」という。)第3条第1項において、「社会教育の推進をはかるために、適切な活動をするものとする。」とされている。また、要綱第2条第1項各号において以下のとおり推進員の職務を規定している。

第1号:地域内における社会教育の学習組織を組織化し、社会教育機関と協調 しながら、地域ぐるみの活動を促進する。

第2号:社会教育関係団体と連絡調整をはかり、その活動を推進する。

第3号:地域住民の学習要求を把握し、その自主的活動を助長し、その啓発に つとめる。

第4号:社会教育関係事業などを地域住民に周知徹底し、公民館類似施設を拠点とした学習活動を促進する。

第5号:社会教育に関する実態調査研究を実施する。

第6号:その他社会教育振興のため必要な活動を行う。

次に、推進員として行うべき具体的活動内容としては、以下のとおりである。

①地域での学習・交流活動の推進

- ・町内の住民がこぞって参加できたり、他の町内との交流を深める事業や研修会等の企画や運営を行う。
- ・町内の伝統行事の継承や防災教育等を行う。

②青少年活動の振興

・地域の将来を担う青少年の健全育成のため、少年団等と連携した青少年活動の場や機会を提供する。

③人材の発掘と育成

- ・地域の優れた人材や指導者を発掘し、地域の教育力を高め、活性化に繋げる。
- ・推進員自身が、日頃から研鑽に努め、地域文化や人材等の情報収集に努め る。

④新たな絆づくりの創出

・町内会等をはじめ、地域の各種団体等と連絡調整を行い、明るく住みよい まちづくりのために、地域の交流の輪を広げるとともに、新たな絆づくり を推進する活動を行う。

⑤広報活動等の推進、学習情報の収集・提供

・地域の学習ニーズを把握し住民要望に的確に対応するために、積極的に学

習情報の収集や提供活動を行う。

(ウ) 推進員が行った活動に対して支給する報償金について

推進員が、条例及び要綱に規定する推進員に求められる活動を行った場合、 要綱第6条第1項に基づき、その活動に対して年額32,000円の報償金を 支給している。また、同条第2項及び第3項に基づき、年度途中の5月以降に 推進員として委嘱した者に対しては、委嘱をした月から月割りで計算した報償 金を支給する一方で、離職又は死亡した者に対しては、当該事由が生じた月ま での報償金を支給することとしている。なお、同条第5項に基づき、推進員と して求められる活動を年間通して1日も行わなかった者に対しては、報償金は 支給しない。

報償金の支給に関しては、同条第6項において、年額を上半期と下半期に分 割して支給することができるとしていることから、原則として、分割の方法に より支給を行っている。報償金の支給に際しては、推進員として求められる活 動の実績を確認するために、推進員に対して、前期(上半期)であれば8月下 旬、後期(下半期)であれば2月下旬を目途に、報告書の提出を求めている。 そして、提出があった報告書の内容から、推進員として求められる活動の実績 が確認できた者に対して、前期であれば9月下旬、後期であれば3月下旬を目 途に報償金を支給している。ただし、前期に推進員として求められる活動を行 った実績が確認できない場合は、前期の報償金の支給を留保し、後期に推進員 として求められる活動の実績が確認できた場合に、年額32,000円を支給 している。また、社会教育課と推進員代表等で企画・運営した全市研修会へ出 席するという、社会教育課が推進員として求める活動を行った事実が、報告書 の提出によらずとも社会教育課が確認できる場合は、当該研修会に出席した推 進員から報告書が提出されない場合でも、当該推進員に対して報償金を支給し ている。なお、報償金は、推進員に指定された口座へ振り込む方法で支給して いる。

報告書に活動を行わなかった旨の記載をした者や推進員として求められる活動であるかが明らかではない活動を記載した者に対して、社会教育課の職員が電話確認を行っている。推進員としての活動が行われなかった背景や地域の実

情等を把握するために、電話による聞き取り調査を行う中で、推進員として求められる活動を行っていることが確認できた場合にのみ報償金を支給している。

また、報告書に記載された活動のうち、他の委託事業や補助事業等により公費の重複支給となるものは推進員の活動として認めていないが、重複支給となっておらず、要綱に規定する推進員の職務を果たしている活動については、報償金の支給要件に該当するものとしている。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤田隆司

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 西村雅文

加古川市監査委員 稲 次 誠

6 監査の結果

(結論)

本請求において監査の対象としたもののうち、

- ①甲報償金に係る請求、②本件電話代に係る請求については棄却する。
- ③乙報償金に係る請求のうち、広報かこがわの配布活動、ごみ集積場掃除当番等及び ウェルピーポイント付与活動に対する報償金支給に係る請求については却下し、そ の余の報償金支給に係る請求は棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認の上判断した。

(1) 甲報償金の支給について

請求人は、市がA町内会推薦の推進員に支給した甲報償金の返還を求めていることから、甲報償金の支給が違法又は不当であると主張していると解し、以下の項目について検討する。

ア 報償金の支給に係る事務手続について

報償金の支給は、要綱第6条により、①任命権者が市長と協議して定める推進員の報償金は、年額32,000円とすること(第1項)、②新たに推進員となった者には、その月から報償金を支払い、離職又は死亡したときはその月までの報償金を支払うこと(第2項)、③前項の規定により報償金を支払う場合であって、その年分の金額を支払うこととなるとき以外のときは、その報償金の額は、月割りによって計算すること(第3項)、④前項の規定により計算して得た報償金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとすること(第4項)、⑤推進員が年のうち1日も勤務しなかったときは、報償金を支払わないこと(第5項)、⑥報償金は、上半期と下半期に分割して支払うことができること(第6項)が定められている。

関係職員への調査の結果、甲報償金について次のとおり事実を確認した。

- (ア) 市は令和元年8月28日の臨時教育委員会における議決を経て、9月1日 から推進員として委嘱を行った。
- (イ) A町内会推薦の推進員から令和2年2月15日付け報告書が提出され、市は2月19日に受け付けた。
- (ウ) 市は報告書を審査した。
- (エ) 市は令和3年1月28日に支給が未了であることを確認した。
- (オ) 市は令和3年2月5日に令和元年度分報償金として、前期分の月割りと後期分の16,000円を合わせた合計18,667円をA町内会推薦の推進員に指定された口座へ振り込んだ。

よって、甲報償金の支給に係る事務手続は、要綱に基づき適正に行われていると判断する。

イ 報償金支給の要件について

要綱第6条第5項によると、報償金支給の要件は、「推進員が年のうち1日も 勤務しなかったときは、報償金を支払わない。」と定められている。

請求人は、甲報償金について、報告書に委嘱日前の令和元年8月17日に実施

したとされる活動内容が記載されていることから、支給要件に該当しないと主張 していると解せられる。また、請求人は、報告書に保護者として参加した文化施 設B主催の行事や学校の夏祭りが記載されているだけであり、推進員としての活 動を一切行っていないと主張している。

関係職員への調査により、推進員が行った活動のうち報償金を支給する対象となる活動は、あくまでも委嘱を行った日以後の活動であることから、報告書に記載のある8月17日に実施したとされる活動は、報償金を支給する対象の活動とは認められておらず、支給の対象ではないと考えられ、この点については請求人と関係職員間の認識に相違がないことを確認した。しかしながら、請求人が文化施設B主催と主張している行事は、文化施設B主催の行事とは別の行事であり、当該行事は、地域住民に対する啓発や交流の機会を創出する活動等を実施している団体が主催しており、社会教育の振興のために必要な活動として、要綱第2条第1項第6号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

このことから、A町内会推薦の推進員は、年のうち1日も推進員として勤務しなかったとは認められず、報償金支給の要件を満たしていると考えられる。

以上のとおり、ア及びイを検討した結果、甲報償金の支給については、違法又は 不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 本件電話代の支出について

請求人は、報告書の内容を確認するため、社会教育課の職員が各推進員に電話連絡を行い、報告書にその内容を記載しているが、正当な理由が記してあるとは思われず、本件電話代の返還を求めていることから、本件電話代の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

関係職員への調査により、報告書に活動を行わなかった旨の記載をした推進員や 推進員として求められる活動であるかが明らかではない活動を記載した推進員に対 して、推進員としての活動が行われなかった背景や地域の実情等を把握するため に、電話連絡による聞き取り調査を行っていることを確認した。令和2年度には、 43人の推進員に電話連絡を行っており、聞き取り調査により把握し、報告書に補記した活動内容は、いずれも要綱に規定する推進員として求められる活動内容であり、適切であることを精査した上で報償金を支給していることを確認した。なお、電話連絡による聞き取り調査で、推進員として求められる活動を行っていることが確認できた場合にのみ報償金を支給しているため、活動が確認できなかった場合は、報償金を支給していないことを確認した。

このように電話連絡による聞き取り調査は、推進員の活動の確認及び報償金の支給に関する事務を行う上で必要不可欠な事務であるといえる。また、電話連絡により補記した内容が、請求人のいう「支給要件に該当するように、無理やりこじつけた不当な理由を記している」ことを示す根拠は確認できなかった。

したがって、本件電話代の支出については、違法又は不当とはいえず、請求人の 主張には理由がないと判断する。

(3) 乙報償金の支給について

請求人は、乙報償金の返還を求めていることから、乙報償金の支給が違法又は不 当であると主張していると解し、以下の項目について検討する。

ア 乙報償金の支給に係る事務手続について

関係職員への調査の結果、乙報償金を含む令和2年度分の報償金について次の とおり事実を確認した。

- (ア) 市は推進員より令和2年8月8日から8月28日に前期報告書を受け付けた。
- (イ)市は報告書を審査した後、令和2年度分前期報償金として、令和2年9月 18日に4,624,000円、10月9日に16,000円、10月15日 に5,334円を各推進員に指定された口座へ振り込んだ。
- (ウ) 市は推進員より令和3年1月25日から3月2日に後期報告書を受け付けた。
- (エ) 市は報告書を審査するとともに、令和3年2月20日開催の全市研修会に出席した推進員を確認した後、令和2年度分後期報償金として、3月19日に

6,384,000円、3月30日に178,667円、翌年度となる5月6日に32,000円を各推進員に指定された口座へ振り込んだ。

よって、乙報償金の支給に係る事務手続は、前述の要綱第6条の規定に基づき 適正に行われていると判断する。

イ 報償金支給の要件について

(ア) 報告書の提出がない推進員に対する報償金支給について

請求人は報告書の提出がないにもかかわらず、報償金が支給されていると 主張している。

関係職員への調査により、推進員に対して報償金を支給する場合、原則として、推進員として求められる活動の実績を確認するために報告書の提出を求めており、報告書の提出がなく推進員の活動が確認できない場合は報償金を支給しておらず、令和2年度においては23人の推進員が不支給となっていることを確認した。ただし、社会教育課と推進員代表等で企画・運営した全市研修会へ出席するなど、社会教育課が推進員として求める活動を行った事実を報告書によらずとも、出席票等に基づき、客観的に確認できる場合は、当該推進員に対して報償金を支給していることを確認した。また、前期に推進員として求められる活動を行った実績が確認できない場合は、前期の報償金の支給を留保し、後期に活動の実績が確認できた場合に、全額を支給していることを確認した。

要綱第5条には、「推進員は、その活動内容について記録し、加古川市教育委員会にこれを報告しなければならない。」と規定されていることから、報告書の提出がないことは要綱に反しているが、全市研修会の出席票等で報償金支給の要件に該当することを客観的に確認している推進員については、報告書の提出がない場合でも、報償金を支給したことについて不適切とまではいえないと判断する。

(イ)報告書に「活動なし」と記載した推進員に対する報償金支給について 請求人は報告書に「活動なし」と記載されているにもかかわらず、報償金 が支給されていると主張している。

関係職員への調査により、推進員が報告書に、活動を行わなかった旨の記載をした場合、活動を行わなかった背景や地域の実情等を把握するために、当該推進員に対して社会教育課の職員が電話連絡による聞き取り調査を行っている。推進員の任務及び具体的活動については、その役割や活動事例等の周知を十分に行っているところであるが、その対象となる任務及び活動の範囲は多岐にわたるため、中には、推進員として求められる活動を行っていたとしても、その活動を報告していないケースもあることが考えられる。そのため、電話連絡を行う中で、推進員として求められる活動を行っていることが確認できた場合については、報告書にその旨を社会教育課の職員が補記した上で報償金を支給していることを確認した。

よって、報告書に「活動なし」と記載した推進員に対する報償金支給については、電話連絡による聞き取り調査を行い、報償金支給の要件に該当する活動が確認できた場合に支給しているものであり、不合理な点はないと判断する。

(ウ) 市職員に対する報償金支給について

請求人は支出命令書を情報公開請求したところ、支給人数と合致せず、8 人が推進員の委嘱を受けた市職員であり、給料と共に報償金が支給されており、支出命令書に明細がないと回答があったこと、その他、前任者が前期3 か月で後任者が前期・後期で7か月の人が1人、前期のみで後期は推薦がなかった町内会等があったとの回答があったことから、加古川市職員倫理条例(平成14年条例第29号。以下「倫理条例」という。)に抵触していると主張している。

関係職員への調査により、推進員の委嘱を受けた市職員への報償金の支給について、令和2年度は8人の市職員が推進員の委嘱を受け、それぞれの報告書で、推進員として求められる活動の実績を確認の上、報償金を支給していることを確認した。なお、令和2年度に市職員が推進員を務めていた地域において、請求人が主張する、「前任者が前期3か月で後任者が前期・後期で7か月の人が1人、前期のみで後期は推薦がなかった町内会等があっ

た。」との事実は確認できなかった。また、倫理条例第3条各項において、職員が遵守すべき職務に係る倫理基準を規定しているが、市職員が、推進員として委嘱を受け活動をすることや、その活動に対して報償金を受け取ることについては、同条に規定する「職員は、市民全体の奉仕者として、その名誉を損なうおそれのある行為を慎むとともに、公務に対する市民の信頼を傷つける行為をしてはならない。」、「職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。」、「職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務及び地位を自ら及び自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」、「職員は、規則で定める利害関係者(以下「利害関係者」という。)及び利害関係者以外の事業者等との接触に当たっては、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。」のいずれにも抵触するものではないことを確認した。

よって、市職員に対する報償金支給については、倫理条例に抵触せず、不 合理な点はないと判断する。

(エ)活動内容に比して報償額が高額となる活動に対する報償金支給について 請求人はC小学校におけるビオトープのための活動及びD小学校における 清掃活動に対する報償金については、活動内容に比して報償額が高額である と思われると主張している。

関係職員への調査により、報償金は年間を通しての推進員活動に対して合計32,000円支給されていることを確認した。

C小学校で長年にわたり手入れが行き届かずに荒廃していたビオトープについて、泥上げや砂利等の敷設、周辺の植木の剪定を行い、子供たちが自然と親しむ環境を整備する活動に、C地区の推進員が参画していることを確認した。このことについては、機能を回復したビオトープに生息する水生動物や植物に子供たちが触れることで、子供たちに対する情操教育の推進に寄与することから、社会教育振興のために必要な推進員の活動に該当し、要綱第

2条第1項第6号の規定に基づき32,000円の報償金を支給していることを確認した。

また、D小学校での清掃活動には、D地区の推進員が参加しており、コロナ禍において従来実施していた地域の世代間交流事業等が実施できない状況となる中でも、清掃活動を通して推進員同士で必要な意見交換を行うことは、今後の社会教育振興を図るために必要な活動であるため、要綱第2条第1項第6号の規定に基づき32,000円の報償金を支給していることを確認した。

よって、活動内容に比して報償額が高額と請求人が主張するこれらの活動 に対する報償金支給については、報償金支給の要件に該当することを確認し ているため、不合理な点はないと判断する。

(オ) 緊急事態宣言下に行われた全市研修会出席に対する報償金支給について 請求人は緊急事態宣言下で推進員の全市研修会を行ったことは、市民感情 から適切であったとは認めがたいと主張している。

関係職員への調査により、兵庫県感染症対策ガイドラインにのっとり、感染防止対策を講じた上で、推進員の資質向上を目的として令和3年2月20日に全市研修会を開催したことを確認した。

当該研修を受講することで、社会教育活動の実践事例を学ぶことができるため、これは、推進員の職務について定めた要綱第2条第1項第5号に規定する社会教育に関する実態調査研究を実施することに該当するものであり、 当該研修を受講した推進員に対する報償金の支給は適切に行われたものといえる。

よって、緊急事態宣言下に行われた全市研修会出席に対する報償金支給については、報償金支給の要件に該当することを確認しているため、不合理な 点はないと判断する。

(カ) 町内会等の定例会への出席等に対する報償金支給について

請求人は町内会等の定例会への出席等、他の町内会員等と同じ活動をしただけで、報償金が支給されていると主張している。

関係職員への調査により、町内会等では各種の地域住民の絆づくりや交流

事業等が実施されており、その会議等に計画段階から参画することは、要綱第2条第1項第6号に規定する社会教育の振興のために必要な活動であることから、町内会等の定例会への出席については推進員の活動に該当することを確認した。また、推進員には要綱に規定される活動を求めており、推進員でないその他の町内会等の役員等と求められる役割が異なることを確認した。

よって、町内会等の定例会への出席等に対する報償金支給については、報償金支給の要件に該当することを確認しているため、不合理な点はないと判断する。

(キ) 広報かこがわの配布活動に対する報償金支給について

請求人は加古川市町内会連合会と行政事務委託契約がなされている広報か こがわの配布活動が推進員の活動とされており、重複支給となっていると主 張している。

関係職員への調査により、当該活動は市民活動推進課が所管する行政事務 委託の業務内容であり、報告書に記載があったとしても、推進員として報償 金の支給を受けるべき活動ではないと考えられ、この点については請求人と 関係職員間の認識に相違がないことを確認した。

よって、広報かこがわの配布活動に対する報償金支給については、請求人が 主張する重複支給とはなっていないため、法 第2 4 2 条第 1 項に規定する違 法若しくは不当な公金の支出がなく、住民監査請求の要件を満たしていない ものと判断する。

(ク) 公園清掃に対する報償金支給について

請求人は町内会等と公園維持管理業務委託契約がなされている公園清掃が 推進員の活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、公園緑地課所管の公園維持管理業務委託及び人権文化センター所管の児童公園等管理委託の対象である公園の清掃についての活動が報告書に記載されているものについて、当該活動が専ら委託業務の内容を遂行するものであると考えられる場合は、推進員として報償金の支給を受けるべき活動ではないと考えられ、この点については請求人と関係職員

間の認識に相違がないことを確認した。その一方で、社会教育の振興を図るための基盤となる地域住民の交流の機会を創出することを主たる目的に、公園の清掃を手段として活用している場合は、要綱第2条第1項第6号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

よって、このような公園清掃に対する報償金支給については、報償金支給 の要件に該当することを確認しているため、不合理な点はないと判断する。

(ケ) ささえあい協議会事業に対する報償金支給について

請求人はささえあい協議会事業に係る契約がなされているものが推進員の 活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、ささえあい協議会は、高齢者・地域福祉課所管の加古川市生活支援体制整備事業の中で社会福祉協議会に事務を委託する方法で実施されており、その構成員は地域との協議に基づき決定されていることを確認した。また、当該事業では、ささえあい協議会構成員に対して謝金等の支給はされていないことを高齢者・地域福祉課に確認している。したがって、ささえあい協議会に構成員や関係者として推進員が参画した場合に、当該推進員に対して報償金を支給することは、重複支給となっていないことを確認した。ささえあい協議会は、多様な団体等が参画し、地域福祉のネットワークづくりを目的としたものであり、その会議等に参画することで、地域の課題を把握することができるため、推進員として求められる活動の参考とすることができることから、これらの活動は社会教育に関する実態調査研究を実施することにあたり、要綱第2条第1項第5号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

よって、ささえあい協議会事業に対する報償金支給については、報償金支給の要件に該当し、不合理な点はないと判断する。

(コ) 指定管理施設E業務に対する報償金支給について

請求人は指定管理施設Eの指定管理者の業務としてなされているものが推進員の活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、令和2年度に市は指定管理者と指定管理施設E 指定管理者業務委託契約を締結していることを確認した。指定管理施設E指 定管理者業務仕様書によると、「第2 指定管理者が行う業務の範囲」の「4 施設及び設備等の維持管理業務」の「(5)清掃業務」の規定には、「①窓ガラスについては、年2回両面を石鹸水または洗剤で拭き清掃を実施すること。」「②ワックス掛けは、共用部分、事務室、各室を年間2回実施すること。また、ワックス剥がしは、3ヵ年に1回または必要に応じて実施すること。」と定められており、指定管理施設E管理運営委託料には、館外清掃に伴う経費が含まれておらず、重複支給となっていないことを確認した。指定管理施設Eにおける清掃活動について、活動を通じて社会教育の振興を図るための基盤となる地域住民の交流の機会を創出することは、要綱第2条第1項第6号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

よって、指定管理施設E業務に対する報償金支給については、報償金支給の要件に該当し、不合理な点はないと判断する。

(サ) ごみ集積場掃除当番等に対する報償金支給について

請求人はごみ集積場掃除当番等に係る契約がなされているものが推進員の 活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、環境第1課所管のごみ分別指導業務委託契約に基づき、ごみの分別指導及びごみ集積場の環境保持を目的として保衛協に委託しているものであり、委託業務の内容と報告書に記載された推進員の活動が重複するものについては、報告書に記載があったとしても、推進員として報償金の支給を受けるべき活動とはならないと考えられ、この点については請求人と関係職員間の認識に相違がないことを確認した。

よって、ごみ集積場掃除当番等に対する報償金支給については、請求人が 主張する重複支給とはなっていないため、法第242条第1項に規定する 違法若しくは不当な公金の支出がなく、住民監査請求の要件を満たしていな いものと判断する。

(シ) 環境衛生活動に対する報償金支給について

請求人は補助金が支給されている保衛協の活動である環境衛生に係る活動 が推進員の活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、保衛協の研修会へ保健衛生推進委員の立場で出

席する場合、それは、保健衛生推進委員の活動であることから、推進員とし て報償金の支給を受けるべき活動とはならないと考えられ、この点について は請求人と関係職員間の認識に相違がないことを確認した。地域の清掃活動 に関しては、保衛協に委託されている加古川市ごみ分別指導業務委託の契約 書において、「ごみ分別収集計画の周知徹底に関すること。」、「地域のご み集積場の環境保持に関すること。」が委託業務の内容であるとされてい る。このことから、上記の業務内容に合致しない活動を推進員が行っている 場合には、当該推進員に対して支給した報償金は上記委託料と重複していな いことを確認した。保衛協に対して交付する加古川市保健衛生協議会運営費 補助金については、加古川市保健衛生協議会運営費補助金交付要綱別表にお いて、「地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を 促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資 することを目的としている加古川市保健衛生協議会の健全な育成発展を図 り、加古川市の保健衛生の向上に寄与する。」ことが補助金の目的とされて いる。そして、その補助対象経費は同別表において、「旅費」、「事務用品 費等の需用費」、「総会、役員会等の開催に要する役務費、使用料及び賃借 料」とされており、地域の清掃活動に参画された者への謝金等は補助対象経 費とはされておらず、重複支給となっていないことを確認した。地域ぐるみ の活動を促進するための地域の清掃活動を通じて、社会教育の振興を図るた めの基盤となる地域住民の交流の機会を創出することは、要綱第2条第1項 第6号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

よって、環境衛生活動に対する報償金支給については、報償金支給の要件 に該当し、不合理な点はないと判断する。

(ス) 資源物集団回収に対する報償金支給について

請求人は補助金が支給されている保衛協の活動である資源物集団回収が推進員の活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、資源物集団回収について、ごみ減量推進課によると、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、営利を目的としない団体が、集団回収を実施した際には、資源物集団回収運動奨励金を交付している

ことを確認した。当該奨励金は、新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・衣類を対象品目とし、対象品目の合計重量にキログラム当たり7円を乗じて算出する、あくまでも集められた資源物の量に応じて交付される制度であるため、重複支給とはなっておらず、地域の交流活動を促進することを目的として参画した資源物集団回収が、要綱第2条第1項第6号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

よって、資源物集団回収に対する報償金支給については、報償金支給の要件に該当し、不合理な点はないと判断する。

(セ) 地域敬老事業に対する報償金支給について

請求人は補助金が支給されている地域敬老事業が推進員の活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、町内会等が実施する地域敬老事業に関しては、加古川市地域敬老事業補助金交付要綱に基づき、加古川市地域敬老事業補助金が交付されている。高齢者・地域福祉課によると、事業を実施する際の町内会等の人件費は、補助事業の対象外経費であり、重複支給となっていないことを確認した。地域敬老事業については、高齢者への敬老記念品の配布を通して、地域住民である高齢者との交流を図りながら、地域の課題を把握することができ、推進員として求められる活動の参考とすることができるため、要綱第2条第1項第6号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

よって、地域敬老事業に対する報償金支給については、報償金支給の要件に該当し、不合理な点はないと判断する。

(ソ) ウェルピーポイント付与活動に対する報償金支給について

請求人はウェルピーポイント付与活動が推進員の活動とされており、重複 支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、かこがわウェルピーポイント制度は、市民による主体的な社会活動、地域活動、健康増進活動等への参加意欲を高め、1人でも多くの人が活動に参加するきっかけとなるものであり、当該ポイントの付与を受けた活動については、報告書に記載があったとしても推進員として

報償金の支給を受けるべき活動とはならないと考えられ、この点については 請求人と関係職員間の認識に相違がないことを確認した。

よって、ウェルピーポイント付与活動に対する報償金支給については、請求人が主張する重複支給とはなっていないため、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出がなく、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。

(タ)緑化事業(活動)に対する報償金支給について

請求人はみどりの会主催の花いっぱい活動事業や緑化ボランティア補助金が支給されている可能性がある活動が推進の活動とされており、重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査により、加古川みどりの会事業補助金及び加古川市美しい街づくり緑化活動補助金について、公園緑地課及び都市計画課によると、人件費については、当該補助制度の補助対象外経費であるため、重複支給とはなっていないことを確認した。緑化事業(活動)を通じて、社会教育の振興を図るための基盤となる地域住民の交流の機会を創出することは、要綱第2条第1項第6号に規定する推進員の職務に該当することを確認した。

よって、緑化事業(活動)に対する報償金支給については、報償金支給の 要件に該当し、不合理な点はないと判断する。

このように、乙報償金の対象となる推進員の活動は、社会教育課が支給を受けるべきではない活動と認め報償金を支給しなかった活動を除いては、要綱第6条第5項に規定する「推進員が年のうち1日も勤務しなかったときは、報償金を支払わない。」の不支給条項には該当せず、報償金の支給を受けるべき活動を行っていないとはいえない。

また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により推進員が関わっていた行事の大半が中止となり、新しい生活様式に対応した推進員活動の模索を余儀なくされたと考えられる。こうした状況下において、各公民館エリアの推進員の活動状況を公民館職員に聴取したり、報告書を受領する際、活動状況を推進員に聴取したりする中で、行事中止に係る意見交換や調整等

がなされていることや、今後の活動について公民館職員と推進員が意見交換を行っていることなどを社会教育課の職員が確認しており、報告書に記載されていないものの、推進員に求められる活動が行われていることを把握していると判断する。

なお、推進員は行事を企画・運営したり、各種団体と連携して地域住民の交流を推進する活動等を行っていくことが求められているが、行事の開催など一見して分かりやすい活動以外にも、日頃からの地域住民との何気ないふれあいや交流を行うことで、地域住民の学習ニーズを把握したり、地域の絆づくりに貢献するといった役割も求められている。これらは、日々の暮らしの中で自然に行われることが多く、報告書には記載されていないものもあることから、これらの実態も踏まえ、報償金を支給していることは不合理ではないと判断する。

以上のとおりア及びイを検討した結果、乙報償金の支給のうち、広報かこがわの配布活動、ごみ集積場掃除当番等及びウェルピーポイント付与活動に対する報償金支給については、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。その余のものは、違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。